

申請についてのご注意 土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始（12/29～1/3）の申請はできませんのでご注意ください。

1 代理提出について（申請書は本人が記入してください）

- 申請書類の提出は代理の方でもできます（受取りは必ず申請者本人です）。ただし、『紛失・焼失旅券の失効手続きをされる方』、『旅券を損傷してしまった方』、『居所申請の方』、『刑罰等関係欄に該当のある方』などは代理提出できません。また、『非ヘボン式ローマ字表記・別名併記・長音表記希望の方』は、他に必要な書類がありますので必ず事前にご相談ください。
- 申請書は申請者本人が見開き面（中面）の記載例を参考に、記入漏れがないように注意して記入してください。
- 申請に必要な書類一式（申請者の本人確認書類を含む）の他に、代理の方の本人確認書類も必要です。
- 5人以上の代理提出をする場合は、あらかじめ窓口で電話で予約してください。

2 未成年者（申請日現在18歳未満の方）の申請について

- 5年旅券の申請に限られます。
- 申請書裏面の「法定代理人（親権者、後見人など）署名欄」に、親権者である父または母あるいは後見人（法定）の署名が必要です。
- 親権者が遠隔地に在住等の理由で、申請書に直接記入できない場合は、親権者本人の署名のある「同意書」をお持ちください。

3 有効期間内の申請について

- 旅券は、次に該当する場合は新たな旅券に切り替えができます。ただし、残りの期間は切り捨てになります。
- 残りの有効期間が1年未満となった場合
 - 査証欄に余白が少なくなった場合（残り見開き3ページ程度）
 - 婚姻・転籍等により、旅券面の記載事項（氏名・本籍地の都道府県名等）に変更があった場合（この場合、返納する旅券に表記の氏名・本籍地の都道府県名等から申請時の氏名・本籍地の都道府県名等までの異動の状況がわかる戸籍の提出が必要です。また、希望により有効期間を返納する旅券の残存有効期間と同一とする残存有効期間同一旅券の申請を選択することも可能です。）

4 その他

- 原則、申請後の取り下げはできません。
- 郵送による申請はできません。
- 航空券等の手配に優先して旅券を取得してください。旅券に記載された氏名表記（ローマ字のつづり）と一致することが必要です。
- ビザ（査証）の取得手続き及び切り替える旅券内のビザの有効性などについては、あらかじめ渡航先国の在日大使館（領事館）にご確認ください。
- 旅券の交付前に旅券番号をご案内することはできません。また、新しい旅券の番号は、前旅券の番号とは異なります。
- 前回旅券を申請して受け取らなかった方は、必ず窓口申し出てください。なお、原則代理提出はできません。
- 刑罰等関係欄の各事項に該当する場合は、別に手続きが必要です。必ず事前にご相談ください。
- 虚偽の記載をして、提出又は交付を受けた場合等は、旅券法等により処罰されます。

受取りについてのご注意

- 1 旅券の受取りは、年齢に関係なく必ず申請者本人が窓口に来てください。（代理受領や郵送での受取りはできません。）
 - 2 申請した旅券は申請日から6か月以内に必ず受け取ってください。なお、6か月を超えた場合は、旅券が失効することになり、次回申請の際には、通常より高い手数料が発生する場合があります。
 - 3 受取りの際には、下記の額の福島県収入証紙及び収入印紙の手数料と、申請時にお渡しする「旅券引換証」が必要です。
 - 4 申請時に下記の8窓口から、受取窓口を指定できます。申請後の変更はできません。
- 電子申請の料金については、申請窓口又はパスポートセンターに問い合わせください。

旅券の種類等	福島県収入証紙	収入印紙	計
10年間有効な旅券（18歳以上）	2,300円	7,000円	9,300円
5年間有効な旅券（18歳未満）	2,300円	2,500円	4,800円
残 存 有 効 期 間 同 一 旅 券	2,300円	3,500円	5,800円

（注）年齢は、「年齢計算に関する法律」（明治35年法律第50号）により決まります。この法律によれば、年齢は誕生日の前日に1歳加算され、18回目の誕生日の前日に18歳となります。このため、手数料の減額措置は、18回目の誕生日の前々日までに申請を行った方に対し適用されます。

窓 口 名	場 所／連絡先	受付時間	※ 受 取 ま で の 日 数
福島県パスポートセンター	コラッセふくしま1階 電話 024 (525) 4032 〒960-8053 福島市三河南町1-20 FAX 024 (525) 4018 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005f/ryoken-102.html 福島県 パスポート 検索	（申請）月～金 9:00～18:00 （受取）月～金 9:00～19:00 日曜日 9:00～17:00	申請日から9業務日目を以降（土日祝日、年末年始を除く）
郡 山 窓 口	郡山合同庁舎1階 電話 024 (935) 1222 〒963-8540 郡山市南一丁目94番地	（申請）月～金 8:45～16:00 （受取）月～金 8:45～16:30	申請日から12業務日目を以降（土日祝日、年末年始を除く）
白 河 窓 口	白河合同庁舎3階 電話 0248 (23) 1508 〒961-0971 白河市昭和町269番地		
会 津 若 松 窓 口	会津若松合同庁舎1階 電話 0242 (29) 5220 〒965-8501 会津若松市追手町7番5号		
南 相 馬 窓 口	南相馬合同庁舎1階 電話 0244 (26) 1119 〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地		
い わ き 窓 口	いわき合同庁舎1階 電話 0246 (24) 6010 〒970-8026 いわき市平字梅本15番地	（申請）水 9:45～15:00 （受取）水 9:45～15:30 水曜日が祝祭日と重なる場合、翌日開庁	申請日から3週間目の水曜日以降（土日祝日、年末年始を除く）
南 会 津 窓 口	南会津合同庁舎2階 電話 0241 (62) 2062 〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277番地1		

窓 口 名	場 所／連絡先	受付時間	受 取 ま で の 日 数
須 賀 川 市 窓 口	須賀川市役所庁舎1階 電話 0248 (94) 4752 生活部戸籍住民課 〒962-8601 須賀川市八幡町135番地	（申請）月～金 9:00～15:00 （受取）月～金 9:00～16:00	申請日から12業務日目を以降（土日祝日、年末年始を除く）

※交付予定日は申請の際にお知らせします。

○福島県 旅券（パスポート）の申請案内（書面）（令和8年7月版）

- ◆福島県で申請できるのは、原則として福島県内に住民登録をしている方です。ただし、「学生」や「単身赴任者」の方等は、一定の条件を満たせば他県に住民登録をしている方でも居所申請ができますので、窓口へ必ずお問い合わせください。
- ◆この申請の案内は、主に①旅券を初めて申請する方、②前の旅券の有効期限が切れ、再度申請する方、③査証欄の余白が少なくなった方、④有効期間が1年未満となった旅券を新規旅券に切り替える方を対象とするものです。
- ◆旅券を紛失・焼失・損傷してしまった方、旅券面（写真の付いているページ）の記載事項に変更のある方は、福島県パスポートセンター（024-525-4032）までお問い合わせください。
- ◆旅券の受取りは必ず申請者本人となりますが、申請については、代理者が申請する事も可能です。

申請に必要な書類

1 一般旅券発給申請書 1通	●18歳以上の方⇒10年用を使用してください。 ●18歳未満の方⇒5年用を使用してください。 ●申請書は、福島県パスポートセンター及び各旅券（パスポート）窓口にあります。又は、外務省HPからダウンロード申請書のサービスをご利用ください。						
2 戸籍謄本（全部事項証明書）1通（発行日から6か月以内のもの）	●有効期間内の旅券を切り替える場合で、戸籍の記載内容（氏名・本籍地の都道府県名等）に変更がない方は、戸籍の提出を省略できます。（法定代理人の確認のためなど、未成年の方は省略できない場合があります。）						
3 写 真 1枚（6か月以内に撮影したもの） ※写真は裏面下段に氏名を記入の上貼らずにお持ちください。 	●申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの。 ●提出の日前6か月以内に撮影されたもの（現在の容貌と著しく異なる場合には、撮り直しをお願いすることがあります。）。眼鏡は取り外しての撮影を推奨します。 ●縁なしで左記図画の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は頭頂から顎まで）。 ●スピード写真等をご利用の場合は、左記図画の規格に適合しているか確認の上、提出してください。規格に適合していない写真は、撮り直しをお願いすることになります。 ※次の写真は受付できません ▲指定の規格、寸法を満たしていないもの。▲写真にキズや汚れのあるもの。▲背景と人物の境目がわかりにくいもの（頭髪の色と背景が同系色で輪郭が見分けにくい場合を含む。）。▲幅の広いヘアバンド等により頭部が隠れているもの。▲背景の色がきつく人物を特定しづらいもの。▲背景に柄やイス等が写っているもの。▲背景がグラデーションになっているもの。▲耳から縁までの余白が2mm 未満のもの。▲影があるもの。▲サングラスやマスクをかけ人物を特定できないもの。▲表情が平常と著しく異なるもの（開口して歯が見えているなど）。イヤリング、ピアス等の装飾品で目、耳、鼻、唇が隠れているもの。▲カラーコンタクトやサークルレンズを着用したもの。▲瞳が赤く写っているもの。▲眼鏡のフレームや照明の反射が目にかかっているもの。▲髪が目にかかっていたり、ほほの輪郭を隠しているもの。▲顔が横向きのもの。▲ドット（網状の点）やジャギー（階段状のギザギザ）、インクのにじみなどがみられるもの。▲変形やマスクング等の画像処理をほどこしたもの。 ※詳しくは外務省 HP をご参照ください。						
4 本人確認の書類（有効な原本に限る。コピーは不可） ※住所、氏名等の記載事項が現在の状況と正確に一致していることを確認の上、持参してください。 ※代理人が申請書を提出する場合、申請者本人と代理人それぞれの『本人確認書類』が必要です。	①1点の提示(出)でよいもの <table><tr><td></td><td>日本国旅券(失効後6ヵ月以内のものを含む)、個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証(国際免許証、仮運転免許証を含む)、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)、身体障害者手帳(写真付き)、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証など</td></tr></table> ②2点の提示(出)が必要なもの(イ+ロ)又は(イ+イ) <table><tr><td>イ</td><td>各種資格確認書(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合等)、介護保険証、年金手帳(国民、厚生)、年金証書(国民、厚生、船員)、基礎年金番号通知書、印鑑登録証明書及び実印持参(6ヶ月以内に発行)、母子健康手帳(乳幼児及びその母に限る)、生活保護受給証明書など</td></tr><tr><td>ロ</td><td>失効旅券(失効後6ヶ月経過した旅券)、学生証又は生徒手帳(写真付、生年月日等あり)、会社の身分証明書(写真付、生年月日等あり)、療育手帳、身体障害者手帳(写真なし)、精神障害者保健福祉手帳、在学証明書、療育手帳、こども医療費受給資格者証、雇用保険被保険者証、帰国のための渡航書、公の機関が発行した資格証明書など</td></tr></table> ※該当するものがない方は、必ず事前にご相談ください。		日本国旅券(失効後6ヵ月以内のものを含む)、個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証(国際免許証、仮運転免許証を含む)、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)、身体障害者手帳(写真付き)、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証など	イ	各種資格確認書(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合等)、介護保険証、年金手帳(国民、厚生)、年金証書(国民、厚生、船員)、基礎年金番号通知書、印鑑登録証明書及び実印持参(6ヶ月以内に発行)、母子健康手帳(乳幼児及びその母に限る)、生活保護受給証明書など	ロ	失効旅券(失効後6ヶ月経過した旅券)、学生証又は生徒手帳(写真付、生年月日等あり)、会社の身分証明書(写真付、生年月日等あり)、療育手帳、身体障害者手帳(写真なし)、精神障害者保健福祉手帳、在学証明書、療育手帳、こども医療費受給資格者証、雇用保険被保険者証、帰国のための渡航書、公の機関が発行した資格証明書など
	日本国旅券(失効後6ヵ月以内のものを含む)、個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証(国際免許証、仮運転免許証を含む)、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)、身体障害者手帳(写真付き)、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証など						
イ	各種資格確認書(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合等)、介護保険証、年金手帳(国民、厚生)、年金証書(国民、厚生、船員)、基礎年金番号通知書、印鑑登録証明書及び実印持参(6ヶ月以内に発行)、母子健康手帳(乳幼児及びその母に限る)、生活保護受給証明書など						
ロ	失効旅券(失効後6ヶ月経過した旅券)、学生証又は生徒手帳(写真付、生年月日等あり)、会社の身分証明書(写真付、生年月日等あり)、療育手帳、身体障害者手帳(写真なし)、精神障害者保健福祉手帳、在学証明書、療育手帳、こども医療費受給資格者証、雇用保険被保険者証、帰国のための渡航書、公の機関が発行した資格証明書など						
5 最後に受け取った旅券	●有効期間内の旅券（パスポート）を切替申請する場合には、必ず持参してください。 ●失効している場合でも、その旅券（パスポート）をお持ちください。						
住民票について	●福島県内に住民登録をしている方は、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）を利用して現住所の確認ができるため、住民票の写しの提出は原則不要となります。 ●次の①から③に該当する方は、住民票の写し（発行日から6か月以内のものでマイナンバー（個人番号）の記載のないもの）1通を提出してください。 ①福島県内に住民登録していない方が福島県で申請する場合（居所申請） ②住基ネットの利用を希望しない方 ③1週間以内に住所・氏名を変更した方 なお、同一世帯の2人以上の方が同時に申請する場合は、世帯全員の記載された住民票1通とすることができます。						

※提出いただいた、「戸籍謄本」及び「住民票の写し」は発給審査に使用するため、返却できませんので予めご了承ください。

